

資 料

平成21年1月9日
金融庁総務企画局

検討の経緯等

- 現在、ニューヨーク、ロンドンに比肩する国際金融センターの確立に向けたわが国金融・資本市場の競争力強化が強く求められており、資金決済、証券決済を合わせた決済システムについても、一層の利便性の向上、リスク管理の強化等の指摘。
- 決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会的基盤（インフラ）であり、決済システムの強化（安全性、効率性、利便性の向上）なくしてはわが国金融・資本市場の国際競争力は得られない。一昨年12月に公表された金融庁の「市場強化プラン（金融・資本市場競争力強化プラン）」においても、「安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築」がその目標の一つとして掲げられている。
- 資金決済はいわば階層をなして行われ、個人や企業等の間で行われるリテールの資金決済と、銀行間の資金決済とに分けることができる。リテールの資金決済に関しては、近年、情報通信技術の革新やインターネットの普及等により、銀行が提供する従来のサービスとは異なる新たなサービスが普及・発達してきており、その制度整備のあり方に関する検討の必要から、金融審議会金融分科会第二部会の下、決済に関するワーキング・グループ（決済WG）が設けられた。

銀行間の資金決済

1. 現状

- リテールの資金決済に伴う銀行間の資金決済については、全国銀行内国為替制度がその中核を担っており、全銀システムの稼働開始によるオンライン化以来、利用規模を拡大。
- 新内国為替制度の導入、大口資金取引のRTGS化など、安全性・効率性の向上に向けて様々な取組みを実施。
- 世界的にみても、全銀システムのように、全国各地の銀行で受け付けた振込依頼を振込先の銀行まで送信する手続をリアルタイムで処理し、銀行間の決済を当日中に完了する決済サービスを提供している例は少ない。このような決済の効率性の高さは、わが国の資金決済システムが持つ優れた特徴として、高い安全性とともに評価されるべきもの。
- 他方、利便性の観点では必ずしも十分でないとの指摘。次期全銀システム(第6次全銀システム)の開発に当たり、基本機能の安定的かつ安価な提供に加え、安全性を確保しながら、目的に応じ、インターネット標準技術や国際標準の積極的活用や、顧客ニーズへの対応に向けた取組みを期待。

2. 運営主体

- 全銀システムは、現在、公益法人(東京銀行協会)により運営され、実質的には幹事行制に基づいて組織運営。しかし、このような組織運営では、継続的・戦略的な意思決定を行いつらい、利用者ニーズに応じた迅速な対応を行う上で適切なガバナンスを発揮しつつ等々の指摘。安全性・効率性を維持しつつ、利用者ニーズに対応した利便性の高い資金決済システムを運営するためには、より公正性・透明性の高いガバナンス体制の構築が必要ではないか。
- 全銀システムの運営主体は、複数の銀行間でなされた顧客決済に係る債務の引受け等を行う清算機関として機能。清算機関は、各清算参加者に分散している決済リスクを集中的に引き受ける存在であるため、その規則や手続が法的有効性を有し、その効果が予見可能であることが重要。清算機関が行う清算の効果を一段と確実なものとするため、法的安定性の更なる向上を図るよう検討することが望ましいのではないか。
- 銀行間の資金決済は極めて重要な役割を果たしていることから、より公正性・透明性の高いガバナンス体制の下で法的安定性を以って、資金決済システムの運営が行われるよう、公共性の確保と適切な監督を図る観点から、諸外国や証券決済における制度を踏まえ、所要の制度整備を図ることが必要ではないか。